○埼玉県警察ちようちん規程

昭和37年３月20日
警察本部訓令第２号
警　察　本　部
警　察　学　校
警　　察　　署

埼玉県警察ちようちん規程を次のように定める。

埼玉県警察ちようちん規程

（目的）

第１条　この規程は、埼玉県警察において用いるちようちん（以下「警察ちようちん」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（種類）

第２条　ちようちんの種類は、弓張小丸、電池式小丸、高張及び電池式高張の四種類とする。

（使用）

第３条　弓張小丸ちようちん及び電池式小丸ちようちんは、警備実施その他警察活動上必要な場合に用い、高張ちようちん及び電池式高張ちようちんは、警備本部の所在を明らかにするために用いるものとする。

（制式）

第４条　警察ちようちんの制式は、別表のとおりとする。

（備付、保管）

第５条　警察本部及び警察署は、所要数の高張ちようちん及び小丸ちようちんを常備し、警察本部においては装備課、警察署においては会計係が保管し、その取扱の適正を期するものとする。

一部改正〔昭和54年第７号〕

附　則

１　この訓令は、公布の日から施行する。

２　従前のちようちんは、当分の間なお使用することができる。

附　則（昭和54年３月16日警察本部訓令第７号）

この訓令は、昭和54年４月１日から施行する。

【別表省略】